

[事案 23-144] 生存給付金支払請求

・平成 24 年 9 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

生存給付金を設計書に記載されている金額にて支払うよう申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 6 月に終身保険に加入したが、その加入にあたり保障設計書にて勧誘を受けた際、配当数値（老後設計資金、長寿祝金）は今後変動することがある旨が記載されていたことから、今までの保険で良いと一旦は、断った。しかしながら、募集人の上司が、保障設計書記載の各保険金等の金額につき、記入額を支払うことを証明する旨を記載し、当該設計書記載金額の支払いを約束したため契約したのであるから、設計書記載の生存給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約における老後設計資金及び長寿祝金は、保険契約加入後に配当金が支払われた場合、それにより買い増された生存保険金であるが、加入後に配当金が付くか否かは契約時に確定していない以上、保障設計書に記載された老後設計資金及び長寿祝金の支払いも契約時に約束されたものではなく、申立人もこのことを理解していた。
- (2) 申立人が問題としている書き込みは、その文言及び趣旨は不明確で、必ずしも、当社職員が設計書記載金額の支払いを保証したものと理解できるものではない。
- (3) 生命保険は附合契約であり、当社職員や募集人が独断でその内容を変更できるものではない。
- (4) 書き込みに付された署名は、当社の社名や役職名も付されず、単に職員の氏名が記載されているのみであり、当社が当該職員に対して契約締結代理権等を与えていた事実もないことから、当該書き込みにより、当社と申立人との間に何らかの契約が成立することもあり得ない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(7)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 保険契約は、約款に基づく附合契約であり、契約者の権利は約款の規定に従って拘束される。本契約は、約款に基づき割り当てられた配当金を生存保険の買い増しに充て、これを設計書に記載されているように、当該年齢において給付するということになっており、保険会社の運用実績により社員配当金は左右される不確定なものであるから、設計

書記載の金額は、確定的な約束ではなく、あくまでも契約当時の見込みにしかすぎず、設計書記載金額は契約の内容となるものでない。

- (2) 本件においては、設計書に「証明します」として署名押印がなされているのみであり、これをもって、保険会社が約款と異なる契約上の合意をしたと認定することはできず、また、この記載は、約款と異なる保険契約の合意であると仮定しても、保険会社職員は契約を締結する権限はないので、無権代理であり、無効となりうる。(権限ありと信ずるに正当な理由があるともいえないことから、民法 110 条の表見代理も成立しない。)
- (3) よって、本件において申立人と保険会社との間で、設計書記載の金額を支払うことを内容とする契約が成立したものと認定できないことから、申立人の主張は認められない。
- (4) 以上のように、申立人の主張は認められないものの、保険会社職員が設計書に記載した不適切な文言をどのように判断するかという問題を更に検討する必要があるが、この記載を、申立人と保険会社の合意ではなく、保険会社職員の個人的な保証と見る見解もあり得るが、法律的な見地からは、当該記載から直ちに保証債務を負担する意思表示とは判断できない。
- (5) 次に、誤った事実を記載して、申立人に不適切な期待を抱かせた点で不法行為(民法 709 条)となる可能性があり、保険会社は民法 715 条の使用者責任を負う可能性もあるが、このような誤った記載をしたことにより、申立人にいかなる損害が発生したか不明であり(記載金額を得られないこと自体は、法的に保護される利益ではないので、当該金額が損害となるものではない)、行為の時から 20 年以上経過しているので、民法 724 条後段の除斥期間により権利を行使することはできない。
- (6) 保険会社職員が当該記載をすることによって、申立人は設計書記載の金額が将来受領できると誤信して本契約を締結したとすれば民法 95 条の錯誤により当該契約が無効となる可能性があるが、設計書には明確に「記載の配当数値(老後設計資金、長寿祝金)は当商品の営業案内の説明のとおり、今後変動することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」と記載されており、当該金額が配当金により変動することは容易に認識できることから、仮に錯誤が存在したとしても、民法 95 条ただし書きの重大な過失に該当する可能性がある。
- (7) 以上のとおり、申立人を法的に救済することは困難であるが、当審査会としては、保険会社職員のかかる不適切な行為を看過することはできず、20 年以上前の行為であることから、なぜこのような不適切な記載をしたのかは不明であるが、かかる行為によって申立人に過度の期待を与えたことを考慮し、和解案を提案する。

【参考】

民法第 95 条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

第 110 条(権限外の行為の表見代理)

前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第 715 条（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前 2 項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。